

答申第50号

パトカーに登載される速度計測器の精度校正表等の非開示決定等に係る審査請求に対する裁決

栃木県情報公開審査会

第1 審査会の結論

栃木県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、「佐野警察署に配備されているパトカーで、その車両に登載されている速度計測器の精度校正表（以下「本件精度校正表」という。）及び「上記校正表の根拠となる法令（以下「本件根拠法令」という。）」の開示請求に対して行った非開示決定並びに「レーダースピードメーター確度点検成績書（以下「本件点検成績書」という。）」に係る部分開示決定は妥当である。

第2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求人は、実施機関に対し、平成20年6月10日付けで、本件精度校正表及び本件根拠法令について開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

本件請求に対し、実施機関は、平成20年6月24日付けで、本件精度校正表及び本件根拠法令については、いずれも公文書は存在しないため、栃木県情報公開条例（以下「条例」という。）第11条第2項の規定に基づき非開示決定を行うとともに、本件精度校正表に相当する文書として、本件点検成績書を特定し、条例第11条第1項の規定に基づき部分開示決定を行った。

本件審査請求の趣旨は、この非開示決定された本件精度校正表及び本件根拠法令の開示並びに部分開示決定された本件点検成績書の非開示部分の開示及び未記載部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び口頭による意見陳述における主張を要約すれば、おおむね次のとおりである。

ア 本件点検成績書は、機器の点検表であり審査請求人が求めたものではない。速度取締りのために警察が使用している速度計測器は、何らかの根拠に基づく校正が行われるべきであり、その結果の精度校正表が作成されるべきである。その精度校正表とその根拠となる法令の提出を求めるものである。

イ 速度取締りにおいてレーダー機を用いることが任意捜査の一環として適法である旨判例で確立していると、実施機関は述べているので、その判例を提示してもらいたい。また、取締りを行う根拠として警察法等を挙げているが、速度取締りは、捜査と同じ解釈となるのか。その場合、どのような法体系から関連づけられるのか、

その解釈を求めるものである。

ウ 今般の速度取締りは、交通死亡事故の撲滅を目的として実施しているとの説明であるが、そうであれば、当該取締り場所における過去の死亡事故の履歴の交付を求めるものである。

エ 本件点検成績書では、送信周波数の部分が非開示とされているが、この速度計測器が正しく機能しているかどうかを知るためには、当該情報は開示されるべきである。当該情報を入手して、速度取締りに影響を及ぼすような機器を製造する意思はなく、あくまでも機器の精度を知りたいだけである。また、本件点検成績書中の機能点検（自車測定）の欄の未記載部分について開示を求めるものである。

第3 実施機関等の主張要旨

栃木県公安委員会（以下「諮問庁」という。）の開示決定等理由説明書並びに諮問庁及び実施機関の職員からの意見聴取における主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

ア 実施機関は、警察庁からの指示に基づき、年1回以上の機器の点検を行い、機器の点検の結果が記された点検成績書は取得しているが、本件精度校正表は保有していない。このため、これに相当するものとして本件点検成績書を特定し、部分開示決定とした。

イ 交通取締りに使用する速度計測器については、点検の結果、点検成績書に示された数値を示すことで、当該機器の誤差等の確認ができ、誤差等が生じた場合には修正が施される。そのため、この点検成績書で、機器の正確性は担保できるものであり、本件点検成績書以外に機器の性能を測った結果を示す書類は、保有していない。

ウ 審査請求人は、本件根拠法令についても開示請求しているが、審査請求人が主張しているような本件根拠法令については、存在しないため、非開示決定とした。

エ 本件点検成績書については、会社名住所の欄の社員の氏名、点検者の欄の点検者の氏名及び印影並びに確認者の欄の警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名及び印影は、条例第7条第2号の個人に関する情報に該当し、また、送信部（レーダー）の送信周波数は、当該情報が開示された場合、当該情報を知った者が速度計測の対抗措置のための機器を製造することも可能となり、その結果、速度違反の取締りに支障を来すおそれがあるため、条例第7条第6号の公共安全と秩序の維持に関する情報に該当するものと判断し、これらの情報を非開示とした部分開示決定をした。

オ 本件点検成績書中の機能点検（自車測定）の欄については、当該速度計測器が有していない機能に係る点検項目であるため、未記載となっている。

第4 審査会の判断

1 判断に当たったの基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民に公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするとともに、県民の県政への参加を推進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与すること

を目的に制定されたものであり、原則公開の基本理念の下に解釈し、運用されなければならない。

当審査会は、この基本的な考え方に立って本件諮問事案を調査審議し、県民の公文書の開示を求める権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 対象公文書について

審査請求人から確認したところ、本件精度校正表は、速度計測器の精度や機能を確認し、速度計測器を使用したときに正常な状態であったことを示す記録書であり、実施機関が部分開示した本件点検成績書とは異なるものである。また、本件根拠法令は、本件精度校正表を作成するにあたっての根拠となる法令であるとのことである。

また、審査請求人は、本件点検成績書についても、当該文書中の非開示部分及び未記載部分について開示を求め、さらに、判例の提示、関係法体系の説明及び交通事故歴の交付を求めている。

しかしながら、これらのうち、判例の提示、関係法体系の説明及び交通事故歴の交付については、本件請求に対する開示決定等とは直接関わりがないものである。

したがって、当審査会としては、本件精度校正表、本件根拠法令及び本件点検成績書について対象公文書とした。

3 具体的な判断

(1) 本件精度校正表及び本件根拠法令について

審査請求人は、速度取締りのために警察が使用している速度計測器は、何らかの根拠に基づく校正が行われるべきであり、その結果の精度校正表が作成されるべきであると主張している。しかしながら、審査請求人の主張は、計測機器の一般的な校正の必要性について述べているものであり、本件精度校正表の存在自体を示したものではなかった。

他方、実施機関は、交通取締りに使用する速度計測器の点検結果は、当該点検成績書に示された数値で機器の誤差等の確認ができ、誤差等が生じた場合には修正が施されるため、この点検成績書で、機器の正確性は担保できるものであり、本件点検成績書以外に機器の性能を測った結果を示す書類は、保有していない。また、本件精度校正表を作成する根拠となる法令も存在していないと説明している。

このような、実施機関の説明には、特段不自然な点はなく、これらを保有していないという実施機関の説明が、不合理であるとは認められなかった。

したがって、当審査会としては、本件精度校正表及び本件根拠法令について、実施機関が不存在として非開示決定としたことは妥当であると判断した。

(2) 本件点検成績書について

ア 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開する

ことにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがあるものについては非開示とすることを定めている。

本件点検成績書を当審査会で見分したところ、非開示とされた会社名住所の欄の社員の氏名、点検者の欄の点検者の氏名及び印影並びに確認者の欄の警察職員の氏名及び印影については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であるため、条例第7条第2号に該当すると認められる。

なお、本件点検成績書中、条例第7条第2号に該当するとして非開示とされた情報については、審査請求人は開示を求めている。

イ 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号は、公開することにより、犯罪の防止、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報については非開示とすることを定めている。

本件点検成績書を当審査会で見分したところ、本件点検成績書の点検項目の欄中に、交通取締りに使用する速度計測器の送信周波数に関する情報が記載されており、当該情報が開示された場合、当該情報を知った者が速度計測の対抗措置のための機器を製造することも可能となり、その結果、速度違反の取締りに支障を来すおそれが認められる。

したがって、送信周波数に関する情報は、犯罪の防止、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報であり、条例第7条第6号に該当するものと認められる。

なお、審査請求人は、送信周波数に関する情報を得ることで、交通取締りを妨害するという意思はないために当該情報を開示すべきであるとも主張しているが、公文書の開示非開示は、条例に規定される非開示情報に該当するか否かで判断されるものであり、開示請求の目的により左右されるものではないため、審査請求人の主張は採用できない。

ウ 未記載部分について

審査請求人は、本件点検成績書の機能点検（自車測定）の欄の未記載部分について開示を求めている。

当該欄が未記載であることについて、諮問庁及び実施機関に確認したところ、使用している速度計測器が有していない機能に係る点検項目であるため、未記載となっているとのことであり、その説明に不合理な点や不自然な点は認められない。

4 結論

以上のことから、当審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成20年10月 8日	・ 諮問書の受理
平成20年10月24日	・ 開示決定等理由説明書の受理
平成20年11月28日 (第210回審査会)	・ 審議 (経過等説明)
平成20年12月25日 (第211回審査会)	・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 諮問庁及び実施機関の職員からの意見聴取 ・ 審議
平成21年 1 月16日 (第212回審査会)	・ 審議
平成21年 2 月20日 (第213回審査会)	・ 審議

栃木県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業	備 考
荒 井 雅 彦	弁護士	
塚 本 純	宇都宮大学教授	会 長
野 澤 不二夫	(社)栃木県商工会議所連合会専務理事	
星 法 子	白鷗大学准教授	
水 沼 富美男	(株)栃木放送代表取締役社長	会長職務代理者